

## 第10回柏市農業委員会総会議事録

1 令和4年5月10日(火)柏市農業委員会総会を柏市農業委員会会長染谷 茂が招集した。

2 場所 市役所 別館4階 第5会議室 午後2時

3 出席した委員は次のとおりである。

### <農業委員>

1番	金子	幸司	3番	遠藤	秀生
4番	大宮	茂男	6番	飯野	文夫
7番	坂巻	洋行	8番	石井	マサ子
9番	岡田	英夫	10番	寺島	和彦
12番	橋本	英介	13番	谷田	貝和代
14番	平川	徹	15番	染谷	茂
16番	山崎	明久			

16名中13名出席

### <農地利用最適化推進委員>

19番	栗原	豊	22番	豊田	佐智子
29番	石井	一美			

15名中3名出席

4 欠席した委員は次のとおりである。

2番	酒巻	寿雄	5番	成嶋	君美
11番	村越	等	17番	友野	博之
18番	小川	克己	20番	染谷	織恵
21番	大塚	信幸	23番	木村	寿
24番	関根	勝敏	25番	濱嶋	静
26番	富澤	英三	27番	林	敏夫
28番	飯田	利明	30番	砂川	晴彦
31番	坂巻	儀治			

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

局長 寺嶋 浩

次 長 杉 浦 清  
副主幹 原 田 圭 介  
副主幹 秋 谷 雅 子

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

- 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
- 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
- 議案第 3号 公売買受適格証明書の交付について【農地法第3条要件】（許可時の同意を含む）
- 議案第 4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 議案第 5号 農用地利用集積計画の決定について（その1～その3）
- 議案第 6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

7 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (3) 生産緑地地区の買い取りの申出による農業従事者への斡旋について

(午後2時00分開議)

**議長** 本日は、お忙しいところご参集いただきまして、ありがとうございます。

ただいまより第10回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は農業委員16名中13名、推進委員15名中3名の出席でございます。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますこ

とをご報告いたします。

それでは、日程1 議事録署名委員を選任したいと思いますが、選任方法はいかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

**議長** 「議長一任」ということですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** それでは、指名をいたします。

寺島和彦委員，橋本英介委員，よろしく願いいたします。

次に、日程2 一般報告事項につきましては、お手元の配付資料のとおりでございますので、ご了承願います。

今月の担当は、第2調査会であります。

調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について、岡田委員長よろしく願いいたします。

**岡田委員長** 農地第2調査会は、去る4月27日，28日，令和4年度第2回農地調査会を実施しました。

今回の調査事案である農地法第3条1件，第5条17件，公売買受適格証明3条要件1件，主たる従事者証明2件について，現地調査並びに面接調査を行いました。

次に，令和4年1月に開催された第6回総会の議案第1号から3号の10件について，巡回パトロールの結果報告を受けました。

特に問題のある案件はありませんでした。

以上です。

**議長** ご苦勞さまでした。

それでは，日程3 議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

**議長** それでは、審議に入ります。

1番について、調査結果の報告を岡田委員長お願いいたします。

**岡田委員長** 1番についてご報告します。

調査会資料は、3ページからになります。

本件は、塚崎在住の譲受人が自宅から近く耕作しやすいため、また、塚崎在住の譲渡人は高齢により農業経営を縮小するため、使用貸借権の設定を伴う許可申請です。

申請地は、塚崎の畑●筆，●，●●●㎡で，●●を栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第2調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** なしという声があったので、1番を承認いたします。

議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

**議長** それでは、審議に入ります。

1番について、調査結果の報告を岡田委員長お願いいたします。

**岡田委員長** 1番についてご報告します。

調査会資料は、5ページからになります。

本件は、売買による所有権移転を伴う駐車場用地への転用許可申請です。

申請地は、高柳の畑●筆、●●●m<sup>2</sup>です。

市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人が所有する宅地において駐車スペースが不足していることから、隣接する申請地へ新たに駐車場を整備する計画に至ったものです。

計画では、駐車スペース自家用車●台分、整地転圧の上、砂利敷きとします。土砂等の搬出入はありません。

被害防除対策として、雨水は自然浸透。出入口部分にはコンクリート舗装を施します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第2調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

**山崎委員** 山崎です。

駐車場用地の脇に申請者の土地がありますが、そこにフェンスは設置しないのですか。

**岡田委員長** はい、設置しないです。

**山崎委員** 分かりました。

**議長** そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** なしという声があったので、1番を承認いたします。

次の審議に入ります。

2番から11番につきましては一体の事業となりますので、一括して調査結果の報告を岡田委員長お願いいたします。

**岡田委員長** 2番から11番についてご報告します。

調査会資料は、9ページからになります。

本件は、売買による所有権移転を伴う貸資材置場兼貸駐車場への転用許可申請です。

申請地は、高柳の畑●●筆、合計●●, ●●●m<sup>2</sup>です。

市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は、市内で重機の販売及びレンタル業を営む法人の役員で、事業の拡大に伴い既存施設が手狭となったため、また市内に分散する

営業所や従業員用駐車場を集約管理するため、既存施設に近接する申請地へ新たに資材置場兼駐車場を整備し、当該法人へ貸し付ける計画に至ったものです。

計画では、フォークリフト約●，●●●台，従業員自家用車●●台，営業車●●台のほか，回送車両のスペースとして●台分を確保します。出入口は3か所，引き戸フェンスを設け，土砂等の搬出入はありません。

被害防除対策として，雨水は浸透性アスファルト舗装による自然浸透。周囲にはコンクリートブロック，ネットフェンス，擁壁を設け，傾斜地には種子吹きつけを施し，土砂等の流出を防止します。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については，適正であると認め，第2調査会としては許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対し，許可された場合には，申請内容に基づき，責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番から11番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** なしという声があったので，2番から11番を承認いたします。

次の審議に入ります。

12番について，調査結果の報告を岡田委員長お願いいたします。

**岡田委員長** 12番についてご報告します。

調査会資料は，19ページからになります。

本件は，使用貸借権の設定を伴う農地造成の一時転用許可申請です。

申請地は、高柳の田●●筆、合計●、●●●. ●●㎡です。

市が定める農業振興地域整備計画における農用地区域内にある農地であることから、農用地と判断しました。

申請地は、路面より低く、水はけも悪いことから、耕作しにくい状況にあるため、盛土による造成を行い、将来的には隣接する譲渡人所有の畑と一体的に耕作できるように、環境を整備する計画に至ったものです。造成後は、●年間●●●●●と●●●●●●●を栽培し、土壌が整った後、●の作付けを行う計画です。

被害防除対策として、雨水は自然浸透。隣地との境にコンクリート板を設けることで土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第2調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

12番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

**金子委員** 金子です。

これは中央に●●か何かあるんですか。

**岡田委員長** はい、水田の中央に●●の●●があります。

**金子委員** そうですか。分かりました。

**議長** そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** なしという声がありましたので、12番を承認いたします。

次の審議に入ります。

13番から17番につきましては一体の事業となりますので、一括して調査結果の報告を岡田委員長お願いいたします。

**岡田委員長** 13番から17番についてご報告します。

調査会資料は、23ページからになります。

本件は、使用貸借権の設定を伴う農地造成の一時転用許可申請です。

申請地は、大青田の畑●筆の合計●●●.●●m<sup>2</sup>です。

市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

申請地は、区画整理事業により嵩上げされる箇所との近接区域であり、工事に伴い高低差が生じ、雨水等が滞留し、耕作に支障が生じるおそれがあることから、盛土することで隣接地との高低差を縮減し、畑として耕作環境を整備する計画です。造成後は、●●●●●、●●、●●●●等を作付けする予定です。

被害防除対策について、雨水は自然浸透。境界にあぜ板を設け、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第2調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

13番から17番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** なしという声がありましたので、13番から17番を承認いたします。

議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第3号「公売買受適格証明書の交付について【農地法第3条要件】(許可時の同意を含む)」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

**議長** それでは、審議に入ります。

1番について、調査結果の報告を岡田委員長お願いいたします。

**岡田委員長** それでは、1番についてご報告いたします。

調査会資料は、29ページからになります。

本件は、東京国税局による農地の公売に参加するための公売買受適格証明の申請です。

入札期間は、令和●年●月●●日から令和●年●月●●日まで、物件の農地は、逆井の畑●筆、計●, ●●●m<sup>2</sup>です。

申請者は、東京都葛飾区在住の方で、葛飾区内に畑●, ●●●m<sup>2</sup>、千葉県佐倉市内に田●, ●●●m<sup>2</sup>の計●, ●●●m<sup>2</sup>の農地を所有し、申請地には●●●●, ●●●●を栽培する計画です。

農業経営の実態につきましては、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第2調査会としては承

認相当と判断しました。

なお、申請者に対して、落札した際は、本申請で許可を得て、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しております。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

**山崎委員** 山崎です。

この申請人の方は、葛飾区内で何を栽培されているんですか。

**岡田委員長** ●●, ●●●●等を栽培されています。

**山崎委員** 分かりました。

**議長** そのほかございませんか。

はい、どうぞ。

**飯野委員** 佐倉の水田は、自ら耕作しているんですか。

**岡田委員長** 自分たちも耕作しには行っているそうですが、ある程度、委託しているようです。

**飯野委員** はい、分かりました。

**議長** そのほかございませんか。

はい、どうぞ。

**金子委員** この方は農機具は持っているんですか。

**岡田委員長** コンバインやトラクターなど、一通りのものは持っているそうです。もともと農家だったらしいですが、都内なのでいろいろあるようで、この方は●●歳ですが、●●●●と●人でやっているそうです。

**議長** そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** なしという声がありましたので、1番を承認いたします。  
議案第3号を採決いたします。  
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

**議長** それでは、審議に入ります。

1番について、調査結果の報告を岡田委員長お願いいたします。

**岡田委員長** 1番についてご報告します。

調査会資料は、31ページからになります。

本件は、大室在住の方が生産緑地法第10条の規定に基づき、柏市へ生産緑地の買取りを申出するための農業の主たる従事者証明の申請です。

申請地は、大室の畑●筆の合計●, ●●●●㎡です。

申請理由は、農業経営に欠くことのできない申出者の●が亡くなり、当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第2調査会としては承認相当と判断しました。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** なしという声がございましたので、1番を承認いたします。

次の審議に入ります。

2番について、調査結果の報告を岡田委員長お願いいたします。

**岡田委員長** 2番についてご報告します。

調査会資料は、35ページからになります。

本件は、逆井在住の方が生産緑地法第10条の規定に基づき、柏市へ生産緑地の買取りを申出するための農業の主たる従事者証明の申請です。

申請地は、南逆井の畑●筆の合計●，●●●m<sup>2</sup>です。

申請理由は、令和●年●月、農業経営に欠くことのできない申出者の●が亡くなり、当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第2調査会としては承認相当と判断しました。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** なしという声がありましたので、2番を承認いたします。  
議案第4号を採決いたします。  
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。  
次の議案に入ります。  
議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」その1からその3を議題といたします。  
総括説明を事務局に求めます。  
事務局。  
(議長の指名で事務局が総括説明)

**議長** ご苦労さまでした。  
議案第5号その1につきましては、●●●●●が農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当いたしますので、議長を飯野職代と代わります。  
それでは、退席いたします。よろしく願いいたします。

(●●●●●が退席)

**飯野職代** それでは、議案第5号その1の審議に入ります。  
議案説明を農政課に求めます。  
農政課お願いします。

**農政課** それでは、ご説明させていただきます。  
利用権設定の案件です。  
計画番号第1番から15番は、農地中間管理事業の案件で、借受者

は千葉県園芸協会です。

千葉県園芸協会から賃借権の設定を受ける者は、船戸に所在する農地所有適格法人で、新利根の田●●筆、弁天下の田●筆、合計面積●●●，●●●● m<sup>2</sup>に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

**飯野職代** ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

その1について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**飯野職代** なしという声がございましたので、その1を承認いたします。

議案第5号その1を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**飯野職代** 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●●●●●の除斥を解除いたします。

ここで議長を交代します。

(●●●●●が着席)

**議長** それでは、議案第5号その2とその3の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。

農政課お願いします。

**農政課** それでは、ご説明させていただきます。

所有権移転の案件です。

計画番号第1番は、手賀に在住の農業者が、手賀新田の田●筆、面積●●㎡の所有権を移転するものです。

続きまして、利用権設定の案件です。

計画番号第16番は、布施に在住の農業者が、弁天下の田●筆、合計面積●，●●●㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は●年です。

計画番号第17番は、岩井に在住の農業者が、手賀新田の田●筆、面積●，●●●㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

**議長** ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

その2とその3について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** なしという声があったので、その2とその3を承認いたします。

議案第5号その2とその3を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、議案第5号が終了しましたので、農政課の方は退席されて結構です。

ご苦労さまでした。

(農政課職員退席)

**議長** 次の議案に入ります。

議案第6号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

**議長** それでは、審議に入ります。

1番について、調査結果の報告を事務局に求めます。

事務局。

**事務局** それでは、現地調査の結果につきまして報告いたします。

申請人は、柏市増尾在住の農家の方で、農業経営の実態は●人で従事し、現在の農耕面積は約●●aです。

申請地は、増尾の畑●筆で●●●m<sup>2</sup>、約●●aとなっております。

なお、申請人は、現在、●●、●●●●、●●●●●、●●●●●●●●を栽培しており、今後、●●、●●●●●、●●●●●●●●を作付けする予定で、引き続き農業に従事するということでした。

以上です。

**議長** 調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** なしという声がございましたので、1番を承認いたします。

次の審議に入ります。

2番について、調査結果の報告を事務局に求めます。

事務局。

**事務局** それでは、現地調査の結果につきまして報告いたします。

申請人は、柏市酒井根在住の農家の方で、農業経営の実態は●人で

従事し、耕作面積は約●● a です。

申請地は、酒井根の畑●筆，●，●●● m<sup>2</sup>，約●● a となっております。

なお、申請人は、現在、●●，●●●●，●●，●●●，●●●●●●を栽培しており、今後、●●●●，●●，●●●●●●等を作付けする予定で、引き続き農業に従事するということでした。

以上です。

**議長** 調査結果の報告がございました。

2番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ

**岡田委員** 岡田です。

1番もそうですが、所有面積と今回の申請の面積に差がありますが、これは全て農地ということですか。

**事務局** はい、全て農地です。今回の申請は申請人が相続により取得した土地に対する申請であるため、全体の所有面積とは異なります。

**岡田委員** 今回の申請はこの面積だけということですか。

**事務局** はい。

**議長** よろしいですか。

**岡田委員** はい。

**議長** そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** なしという声があったので、2番を承認いたします。

議案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

次に、報告事項がございますので、一括して事務局に説明を求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が報告事項について説明)

**議長** いずれも報告事項でございますので、ご了解を得たいと思えます。

次回の予定を申し上げます。

6月2日木曜日、3日金曜日が調査会で、2日は午前9時から、3日は午後1時から、別館第5会議室でございます。

担当は、農地第3調査会です。

6月10日金曜日が総会で、午後2時から別館第5会議室でございます。

これをもちまして、第10回柏市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時50分閉会)